

第4回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成16年10月12日（火）午後1時～午後3時

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

副議長 井手雅春（株式会社朝日新聞大阪本社社会部次長）

清原慶子（三鷹市長）

片山善博（鳥取県知事）

ダニエル・フット（東京大学法学政治学研究科教授）

土屋美明（社団法人共同通信社論説委員・編集委員）

中川英彦（京都大学法学部教授）

議長 宮本一子（社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費生活研究所所長、川村学園女子大学講師）

毛利甚八（作家）

吉永みち子（ノンフィクション・ライター）

（日弁連）

会長 梶谷 剛

副会長 山田勝利 宮崎 誠

事務総長 山岸憲司

事務次長 田中晴雄 山本眞弓

広報室室長 鈴木啓文

（説明者）

刑事拘禁制度改革実現本部事務局長代行 海渡雄一

以上 敬称略

議 事 概 要

1．開会

（田中事務次長）

お待たせをいたしました。定刻になりましたので、第4回日弁連市民会議を始めさせていただきます。宮本議長に進行をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

2．開会の挨拶

（宮本議長）

お忙しい中をご出席いただきましてどうもありがとうございます。今日は高木委員と長谷川委員が所用のためにご欠席です。それでは第4回の市民会議を開催させていただきます。

まず最初に、梶谷剛日弁連会長からご挨拶をいただきます。

3. 梶谷剛日弁連会長挨拶

(梶谷会長)

いつもこの市民会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。大変お忙しい先生方にお越しいただきまして、とてもありがたく思っております。

前回、日本司法支援センターに関しましてご議論いただき、本日ご提案の内容を要望書にまとめいただくということで、本当にありがとうございます。この市民会議で、このように皆様方がご議論いただいたその結果をご提言いただくということを変えたいと思っております。

日弁連の最近抱える状況について若干ご説明をさせていただきます。司法制度改革への取り組みというのが、もちろん最も大きなテーマでございまして、法律が22できまして、一応制度設計は一段落を迎えましたが、基本設計ができたばかりでありますので、これから実施設計をしなければなりません。いろいろな議論がございまして、私は大きな流れは実行の時代に移ってきていて、その実行をしっかりと成し遂げなければならないと思っております。

その準備の中で一番大きな問題は、本日要望書を作成いただく日本司法支援センター開設準備でございます。これは全国各単位会の各弁護士が総力を挙げてやらなければ、とても国民のため、市民のためのものにはなりません。市民に近づく弁護士会、弁護士ということにはなりません。今隣におります宮崎副会長が全国を飛び回って説明しております。中央からの協力依頼というよりも、地域からどんどん盛り上がってこなければならないと思っております。

もう一つは、ご承知の裁判員制度でございます。5年後に実施されます。もう5年後というよりも4年半後ということになるかと思いますが、これにつきましてもこれからの大きな課題がたくさんあります。刑事上の手続、それを市民がわかりやすいような形にするために手続を変えていかなければなりません。本日、東京地裁が作り出した仮の裁判員法廷をご覧いただくということになっておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それから日弁連の問題は、当然のことながら司法制度改革だけではございません。いろいろな課題がたくさんあります。委員会、本部、推進本部等が100あり、もう無限といっているくらいありまして、私が全部出たらとても体がたまらないということで、専門家集団にお任せしている部分がたくさんありますが、そこでの意見書はすべて正副会長会で検討して、その上で理事会に出すということでございますので、目が回るというような状況でございます。

その中で最初にご報告いたしたいのは、先週入会した新しい弁護士の数です。合計で934名でございました。そのうちの207名が女性です。それとは別に実は46名が不合格でございました。不合格者の中で本当の不合格3名、あとは留保ということで、12月にもう一度再

試験を受けるということになります。そして、現在弁護士の数が2万1163名です。これは外国法事務弁護士は除きます。その内訳は、東京三会が496名、大阪が121名で617名。934名のうち617名が東京と大阪です。そして1名のみ入会したところが9会ございます。そして2名のみが8会となっております。残念ながら小規模単位会の新規登録者が少ない傾向が顕著であると思っています。私は実行の時代は地域の時代であり、地域から盛り上がらなければならないと思っています。そのためには修習生から新しく弁護士になる人、あるいは若い弁護士の人たちが、できるだけ地域にどんどん根ざしていく、そういうことを心がけなければならない。日弁連としてこれにどのように対応するかということを一歩苦慮していることをごさいます、非常に難しい問題であります、最大課題とされているところでございます。

公設事務所というのがございまして、いわゆる弁護士過疎地域という弁護士が1人、2人あるいは5人以下というところで、日弁連が最初の資金の500万円を出して、若い人たちがそこで何年か地域住民と密着した事務所をつくるということをやっております。実は先週熊本で2か所行ってまいりました。今週は鳥取へまいります。そういうことで、会長としてはそこに、主に宣伝部隊としてまいりまして、地域住民の皆様をお願いをしていくことが市民に密着する司法をつくる地道な活動であると思っていますわけでございます。そういう意味で私どもとしては、これから基本として各地域の弁護士ができるだけ増えるように、取り組んでいかなければなりません。

それから今会内の最も大きな問題が、今日ご意見をいただく弁護士職務基本規程の制定です。現在弁護士倫理というのがございます。これは実は総会の宣明とあって、宣言というものでございます。そして附帯決議が付いておりまして、この倫理の規定に違反したからとあって、直ちに懲戒規定にはならないということになっています。今回私どもはこれを会規化しようと思っています。11月10日に臨時総会を開きます。会規化するのでは当たり前ではないかと思われるかもしれませんが、これがなかなかそうはいかないわけでございます。果たして会規化する必要があるのか、弁護士を縛るのかといったことを主張する方もかなりおるわけでございます。

また内容につきましても、また後ほどご説明があると思いますが、真実尊重ということ、これが特に刑事弁護士のほうからの非常に大きな問題になっています。真実を発見するということを経済的義務として規制するというのは、基本的にはおかしいという意見です。真実の発見のための証拠をきちんと出すのは検察官であって、証拠に基づいて有罪にすることはできない、事実認定はこのようにはできないということを主張するのが弁護士の役割であって、自ら真実を追及するものではないんだという意見がございます。

会規化しようとしている規程においては、真実の発見義務ということではなくて、真実を尊重するという努力目標を掲げています。今まで弁護士が考えていたことを表現したものであると思いますが、これとても真実義務について規定をするのはけしからんということで、かなり大きな反論があるわけでございます。いずれにしても、私どもは会内向けの宣言、申し合わせではなくて、会規として客観的に我々の行動指針はこういうものだということを社会に訴えて

いく、これを基本として活動していくということをきちんと明確にしなければならないと確信をしているところでございます。

さらに臨時総会ではひまわり基金についての審議も行います。この基金は5年前につくられましたが、今年期限が切れます。月1000円全会員から徴収しているわけですが、これを1500円に、500円増額をして、さらに2年何か月ですけれども延長するというのを提案しています。現在、先ほど申しました公設事務所が31か所、今度鳥取で32か所になります。それから法律相談センターを全国で280か所設置しております。これは先ほど申しました積極的に市民に我々弁護士は近づいていこうということの現れでございます。全国に裁判所の本庁支部は253あるわけですが、この法律相談センターと公設事務所2つ合わせて330を超えておりますので、かなりの数であろうかと思っておりますが、これからさらに大きくしなければならない。しかしながら、これに関しましても、司法支援センターというものはまさに国の責務としてやるべきになぜどんどん弁護士会がやらなければならないのか、自らの支出でやらなければならないのか、むしろこれは国がどんどんやるべきではないかというような声もかなりあるわけでございます。

ちょっと宣伝にわたりますけれども、その2つと、それから当番弁護士というのがございますが、当番弁護士に要した費用、それから扶助協会に法律扶助を提供しているわけですが、これを日弁連が支援をしておりますが、これらを合算しますと10数年間で約80億円支出をしておるわけでございます。全く弁護士のためというよりも、市民のために我々が近づいていこうということで80億円を10数年で支出している。このような団体はあまりないのではなからうかと自負しているところでございます。

そのほかにもまだまだ対処しなければならない問題がたくさんあるんです。例えば、ゲートキーパー問題というのは国際的な条約でございますが、国際的な組織犯罪というものを事前に防ごうということで、弁護士に対しても、ある重要な事項に関してはそれを通告しなければならない、そういう義務を課そうということでございます。これは弁護士の守秘義務等の問題で、弁護士の職務と最も重要な影響があるということで、これからの大きな議論でございます。この間、北京でアジア弁護士会会長会が開催され、16か国の会長が集まりました。北朝鮮もはじめてまいりましたけれども、それはそれとして、異口同音にこの問題は弁護士の職業的な基本にかかわるということで、むしろ宣言決議をしようではないかというような声まであったわけでございます。

それからご承知のように憲法改正問題がございます。法律家としてどの範囲まで意見を出すのかということが、これからの大きな課題になっておるわけでございます。それから死刑廃止問題がございます。日弁連といたしましては、死刑廃止というものを視野に入れつつ、しかしまだ廃止という形で合意が形成されておりません。むしろこれに関しては真っ二つといてもいいぐらいの大きな議論が出てくると思います。先週、人権大会がありました。そこでもかなりの議論があったわけでございまして、こういった問題について、次から次へ出てくるということでございますので、我々は司法改革はもちろん最も重要なことでありますけれども、1

つ1つの問題について誠実に国民のために、社会のために何が一番いいかということを考えながらやっていきたいと思っております。ちょっと宣伝も兼ねた長いご挨拶になりましたけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

4．議事

(1) 議事録署名人の決定

(宮本議長)

どうもありがとうございました。それでは議事に入りたいと思います。まず、議事録署名人を決定したいと思います。前は土屋委員と中川委員にお願いしましたので、順番として今回はダニエル・フット委員、それから長谷川委員にお願いしたいと思います。長谷川委員は今日ご欠席ですが、本人は了解をしておられますので、お願いしたいと思います。よろしいですか。

(ダニエル・フット委員)

私は無理かと思えますけれども。

(宮本議長)

事務局がサポートしてくれると思えますので。

(2) 議題1 日本司法法支援センターに対する要望書(案)について

(宮本議長)

今日は大変議題が詰まっております、皆さんにこの弁護士会館を出て東京地裁まで足を運んでもらうという運動もしていただかなければいけないのできばきとやっていきたいと思えます。

議題については、井手副議長、それから事務局とあらかじめ相談して決めております。

まず市民会議の第2回と第3回にわたり、司法アクセスをテーマとして新しく6月に成立しました総合法律支援法の説明を受けて意見交換をいたしました。そこで前回提案させていただいたとおり、皆様のご意見も集約して要望書としてまとめて、皆様にメールや郵送でご配布していると思えます。

そのことについて、まず、この要望書について皆様のご意見を午後1時35分までお伺いしたいと思います。どなたかご意見のある人はおっしゃっていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。読んでいただけたとは思えますが、皆さんの意見を過不足なくまとめて入れているとは思えますが、表現等、あるいはまだここが書き足りないというようなご意見がありましたら、お知らせいただければと思えます。いかがでしょうか。

(片山委員)

よろしいですか。これは会長に要望書をお渡しした後は、今度はどこに提出するというか、日弁連からどこに働きかけをしていただくことになるのでしょうか。

(宮崎副会長)

もちろん法務省、裁判所そういう官庁関係、さらには国会議員の先生方、あるいは新聞社、マスコミ関係等にこのようなご意見をいただいたということでお伝えしたいと思っておりますが、何かもしももっとこうせよということがありましたら、知らせていただきたいと思います。

(梶谷会長)

今この日本司法支援センターに関しては、今日ご提言いただいたことを含めて、いわばせめぎ合い的なところがございます。予算の問題を含めまして、率直に言うと、法務省へ行きますと財務省の問題、その壁があるんだということで暖簾に腕押しというようなところがございます。私どもはその壁をどうやって打ち破るかということに苦心しているところでございまして、そういった意味で市民会議の有力な皆様がこういう要望書を書いていただければ、これを一ツ武器にして働きかけていきたいと思っております。

(宮崎副会長)

少し補足させていただきます。今、日弁連外のことを申し上げましたけれど、日弁連会内としては、当然このようなご意見をいただいたということで委員会にもかけますし、理事会にもかけます。また、もちろんこれに対して我々の考えを取りまとめて、ここでご報告するということにさせていただければと思います。

(宮本議長)

では吉永委員、何か。

(吉永委員)

私、前回は欠席をしてしまったので、議事録だけで拝見しているのでよくわからないのですが、この要望書を出す先が私たちが任命をしているところであるわけですし、これはイコールになるのか、それともこんな意見が私たちの中の一部にございますよという形の要望という形で提示されるのか、それともこの要望書を受けた形で、日弁連はこうしたいという形でお出しになるのかが議事録読んでいたのですけれどよくわからないんです。それで、やはり幾つかの危惧が前回の会議で出されていたと思うのですが、その問題意識は、私たちと日弁連さんは一緒なんですか。それともそこにズレがあるのでしょうか。ズレがあるならこの要望書はどういう受け止め方をされるのでしょうか。

(宮崎副会長)

ズレがあるかどうかということですね。

(吉永委員)

はい。

(宮崎副会長)

私どもこれを読ませていただいて、むしろ我々にこうせよという内容ですから、ズレがあるかないかということは、ちょっと答えられるのかどうかわかりませんが、一生懸命がんばりますという形になります。

(吉永委員)

なんか内部にもいろいろあって、これを内部的な武器にもなさるといふふうで、今ちらっと

伺ったものですから。

(宮崎副会長)

我々としても、専門家の育成と配置で三つのご提言というのか要請をいただいて、がんばれということを言われておまして、専門家の育成と配置などは、我々一番頭が痛くて、我々自身がこれから養成をしなければならぬという形になるわけですね。したがって、それは我々に対して直接ご提言いただいたという形として受け止めなければならないと思っています。それからあと地域の主体性の重視というのは、これは我々も会内でもこういう形で各单位会からもそういう意見をいただいているし、またここに書かれているように、多様性こそエネルギーのもとであると認識していますから、これは確保しなければならないと思っていますが、いわゆるともすれば法務省との折衝で何となく問題点が、だめだだめだということで我々も矮小化するということか、何かテクニカルな議論になりがちなので、このようなご意見いただいて、交渉担当者としてはそうだと、こういう視点で最後までがんばらなければならないんだという形で、我々に対する叱咤激励と受け止めているわけです。したがって、そういう意味で我々に対するもの、あるいは我々が外に対してがんばらなければならないという形でご指摘いただいていますけれども、問題点は全くズレはないということか、認識については全くズレがないと。むしろご指摘のとおりを考えています。

(清原委員)

吉永委員に関連するんですけども、私たちは、一般に要望書なり意見書なり提言をいただきますと、それに対して何らかの回答をするということを原則として市政を運営しているんですね。ですから、ぜひこうした要望書を市民会議から提出させていただくとするならば、それに対してどのような取り扱い、働きかけをされたか、私は基本的には司法支援に関して全国ある一定の水準は担保すべきであると思いますから、そこを揺るがせないものにながら、各地域で創意工夫でこういうふうを考えているとか、こういうふうな取り組みがあるということについては、またフィードバックをいただきたい。具体的に新たな例示を日弁連のほうでされて、いろんな可能性を求めながら奮闘されている地域の方に、また行ったり来たりのキャッチボールができるきっかけをつくれればなというふうにも思うんですね。私は都とか国には実は要望書、意見書を出す立場でもあるんです。なかなか返ってこないことが多いものです。私たちが返しているように、説明責任をお果たしただきつつ、そのやりとりが活性化を促すことは本当に顕著でございますので、そういう取り扱いをしていただければと思います。

理念的に地域の独自の取り組みをとすることに反対される方はないと思うんですね。全体として地域の主体性を重視するという今回の要望書の底に流れるトーンというのは、私のように自治体の立場におりますと、本当にそうだというふうに思いますし、市民の皆さんもそうだろうと思うんです。ところが具体的にいろんな活動が見えていて、こういうことが今の地域にマッチしていないから、ということからわき上がるものというよりも、あらかじめこうしたほうがいいですよという要望なものですから、市民の皆さんや弁護士の皆さんは、まあ弁護士の皆さんは、今までの経験から大いにこういうことをお感じになるのでしょうか、発揮したい主体

性が発揮できない現状でのいらだちが、きっとおありになるのだらうと思うんですね。そういう意味で、大きく財源の確保というようなところと、プラス先ほどの繰り返しになりますが、独自性を出していくときのヒント集というか、こういう連携ならこういう地域は本当に有効だらうというような提案とか、ガイドラインの提示というのともあわせて、事務局としてはがんばっていただければありがたいということも感じました。以上です。

(片山委員)

吉永さんがさっき言われたことは、日弁連の皆さんがちょっと言いにくいので私が解説しますと、この仕組みとか法律をつくる過程で、日弁連もコミットしてきているんですね。それで、そういうのがずっと終盤になりかけたときにここで多少異論・反論が出て、こういう意見が出たわけですね。しかし、コミットされているので、日弁連として今さら反対意見をなかなか言い出しにくいと実情が日弁連にあるわけです。そうすると我々のほうが日弁連を突き上げる形で意見書を出せば、日弁連としては官庁の皆さんと一緒にいろいろな相談してやってきたけれども、市民会議からこういう意見があるので、やっぱり原点に立ち返りましょうねということをお願いするのはないかという意味ではないかと、私なりに解釈しています。

それともう一つ、私はぜひ皆さんのご意見を伺いたいのですけど、実はこの種のものが本当に力をいきいきと発揮するのか、それとも形骸化して死に体になるのかというのは、分かれ道があるんですね。霞ヶ関が関与したものは大体形骸化するんです。それは、しばらくすると役員がみんな天下りになるんですね。最初はなんかはつらつとしたような人が就くんですけど、2代目、3代目になると天下りになるんです。そうすると最初の設立のときの精神が失われてしまって、順繰り順繰り天下りの人が来て、単にポストと給料だけという話になるんです。ですから、ここは地域の主体性を重視ということで、地域単位の支部のことについて書かれて、本当は本体のほうが天下りの巣窟にならないように、ちゃんと日弁連のほうに監視をしてもらいたいというのが、私としてはあるわけです。私たちも監視しますけれども、やっぱり一番身近におられる日弁連なんかがこの法人を監視するというのを期待している。ですから、私はできれば本当は「センター自体が天下り先にならないよう日弁連に監視してもらいたいこと」というのを入れていただくとありがたいですけどね。

(中川委員)

今の話と少し関連するかもしれませんが、自治体、住民が主体になるという原則は私も大賛成です。そういう方向で進んでいると思うのですが、サービスの内容の問題が今議論ありましたように、いまひとつはつきりしない。やっぱり住民というかサービスを受ける。ユーザーの視点で組織が運営されるということが、形骸化しない一番大切なことだと思うんですね。だから自治体の住民主体による運営というのも大切ですけども、同時に運営 ないしサービスがユーザーの視点で行われて、なおかつそのサービスが、非常にユーザーの使い勝手がいいというものになるという観点をぜひここに入れていただきたいと思います。これは抽象的ですけども、大変重要なことだと思います。実際どうするのかというのは、かなり難しい問題だと思います。けれども、それがあれば形骸化の問題はある程度は防げるかもしれないと

思います。

(宮本議長)

そうですね。そういういろんなことを付け足していったって、それをちゃんと修正してお出しするということにしましょうか。

(井手副議長)

例えば今片山委員がおっしゃった点が、確かにこの委員会でも相当白熱した部分でありますし、清原委員、中川委員がおっしゃった点についても、これが確かにご指摘を受けますと、私もちょっと取りまとめにかかわった身ではあるんですけど、やっぱり案としては不完全だったかなと思っております。

(宮本議長)

ちょっと理念的なことが多くて、具体的に。

(井手副議長)

そうですね。例えば今中川委員がおっしゃったような、じゃあ実際にどんなサービスをいったときに、例えば今一番期待されている法律相談サービスなんかについて、具体的にせめてこういうような姿にしてほしいというようなページなども入れると、もう少しわかりやすかったのかと思います。また片山委員は非常にご配慮していただいたと思うんですけど、こういう形だと形骸化するぞと、多分おっしゃりたかったのではないかと思います。いかがでしょうか、議長。

(宮本議長)

そうですね。ちょっともう少し書き直して、皆さんにもう一度送って、それで日弁連のほうにお出ししたいと思います。

(ダニエル・フット委員)

よろしいですか。もう一点。何となく確かにこれは心配している、懸念している部分を中心的にしていますけれども、この支援センターは画期的なものではあり、大変重要だと思いますので、そのメッセージも伝えたい。これは非常に重要なものですが、よりいいものにするための助言というふうな形にすればよいと思います。

(清原委員)

私は、こういう要望書を出すときのタイミングというか日にちというのが、結構大事じゃないかと思っているところもありまして、これをより精緻化して、よりよいものにしていくとなると、またある一定の時間がかかりますよね。私はこういう場合には、第一次要望書でもいいし、緊急要望書でもいいし、また、私たちが運営の中で姿とかそういうのを見てから出す場合もあるでしょうし、今フットさんおっしゃったように、まず生み出す上で大事な時期であるならば、その時期を事務局にお伺いして、早ければよいのであれば、最小限の修正でこのことを骨格として出されて、それでまたある時期いろんな固まってきた具体的な情報とかそういう中で、さらに強めて提言させていただくとか、要望を出させていただければよいのではないかと思います。そのタイミングで今日という日があって、あとはそういうことであれば正副議長さ

んにお任せしてもあれですし、私たちが一回戻ってすぐ反応して間に合う時期というのが明確に示されれば、集中してこの1週間とかで見させていただく手もあるし、その辺お諮りいただけたらいかがでしょうか。

(宮崎副会長)

1、2週間というレベルでは、タイミングを失さないと思っています。今、スケジュール的に支援センターはどういう形になっているかといいますと、支部をまず立ち上げるという作業を中心的にやっています。その支部は法務省は法務局を中心に作業をすると言っていたが、日弁連のほうから、主体的に弁護士が支部の設立の中核を担うべきであるというご意見を申し上げて地方準備会というものをつくって、その委員長に弁護士になって、とりあえず支部設立の準備作業を始めるということになって、日弁連としては10月末日までに支部長候補の選出を各単位会に要請しているところです。そして12月はじめ頃に、その委員会、地裁所長だとか、そういう法曹三者、司法書士会、できれば地方自治体も入っていただいた準備会で正式にオーソライズしていただいて、12月からいよいよ作業に入るということになります。

一方、ここに書いていただいておりますようなアクセスポイントは、何を盛り込むべきかということについては、これから議論を始めようということになっていますので、1、2週間のうちでしたら、いいタイミングであるかもしれないと、このように思っております。

(宮本議長)

わかりました。そうしますと、今週の日曜日以降に皆さんにEメールでお送りして、赤で付加したところだけ皆さん見ていただければいいという形ですぐ2、3日で返事いただければ、来週末までには副議長と相談してお出ししますので、それでよろしゅうございますか。

(土屋委員)

一つ意見があるんですけど、センターの業務の中で、刑事事件ですね。公的弁護制度が業務の一つになったと書いてありますね。そうするとそのあたりについて一言記述しておいていただいたほうがいいんじゃないかと思うんです。特に刑事弁護を扱いますので、いわば国からの独立性の高い組織にしなければいけないということを、ぜひ注意書きとしてお一つ入れておく必要があろうかと思えます。

(宮本議長)

そうですね、はい。

(土屋委員)

このセンターで大事なのはやっぱり人事だとか予算だとか、そういった面で国のひも付きでないことですよね。その独立性の問題が組織的にあるかと思えますけれど、それと同じように、実際の業務の中身において、外からの干渉に対して自ら自治的にやっていけるような、そういう業務である必要があろうかと思えます。ですから、そういったあたりのことを一言入れていただいて。

(宮本議長)

わかりました。何か具体的に書いたほうがいいということで、わかっている範囲で具体的に

書きましょう。それで皆さんにお返ししますので、文言等訂正して、またお返しください。それで来週の末までには日弁連のほうにお出しできるように、あとはお任せいただきたいと思います。

(3) 議題2 弁護士職務基本規程について

(宮本議長)

時間が迫っていますので、次の議題に移りたいと思います。

先ほど会長からご説明がありましたけれども、弁護士倫理を廃止して、弁護士職務基本規程という会規を定められて、皆様にお配りした資料の中にあると思いますが、これについてご説明いただいて、私たちの意見を述べたいと思います。どうぞお願いします。

(山田副会長)

担当副会長の山田でございます。第二東京弁護士会に所属しております。なかなかこの倫理とか職務基本規程とかいいますのは、テレビ風に言いますと、あまり絵にならない問題点でございます。どの程度ご理解いただけますか、あるいは関心持っていただけるか、ちょっと疑問がないわけではないのですが、資料は40と41でございますが、ご覧いただくのは41のほうでよろしいかと思えます。41は3段組になっておりまして、この一番上が今度の11月10日の総会で承認を得ようと思っているところでございます。40はその一番上を全部抜き書きしたものでございますので、41のほうでご検討いただきたいと思います。

職務基本規程、ちょっと特殊な名前かもしれませんが、会長のほうからお話があったかもしれませんが、弁護士倫理というのがございまして、それを会の規則という形に改めようというものでございます。なぜ改めるか等についてごくごく簡単に申し上げますと、今もお話しいただいたように、司法ネット、それからこれからご見学いただく裁判員制度、あるいはロースクール、それから弁護士任官であるとか、被告人だけでなく被疑者の国選弁護制度というものができると、大変な改革が進んでいるわけでございます。私どもの身のまわりを見ましても、広告は規制が自由になったとか、法人化が認められて、かつ複数事務所がその関係で認められるようになった。それから公職だとか営利事業の参加の規制も撤廃されてきた。それから外国弁護士と日本の弁護士との共同、雇用とか一緒に事務所を持つといったことについての規制も相当程度に緩和されてきている。あるいはこの春からは報酬会規も撤廃されたとか、まさに大変革が起きているわけでございます。

その中でこれから司法試験の合格者がどんどん増えていきます。そうすると、あらゆるところに弁護士が入っていきますと、何となくばらばらになるような気がいたしまして、その中で寄って立つところといいますが、アイデンティティーと申しますか、そういったものを1つ設けるべきであると。弁護士が自治の下に自由と独立というものがあって、そこで仕事をしてはじめて国民、市民のためになれるんだと。その自治をこれからも十分に維持していくためにも、やはりそれなりの市民から信頼、あるいは尊敬とまではいかななくても、そういったものを弁護士自身が身を律してしていかなければなりません。そういうために倫理規定をより強固なもの

にしようという要望から、今回の職務基本規程ということになったわけでごさいます、かつては昭和30年に理事会の決議という形で弁護士倫理というものができておりました。これは36箇条でした。それが平成2年に61箇条に増えまして、今度は理事会ではなく、その最高決議機関である総会の宣明という形でできておりました。それをこのたびは総会の宣明というよりもさらに強固に会規、会の規則という形をつくろうではないかということでごさいます。

ところが、これに対しましては強く反対する人たちもかなりおります。あるいは疑問を呈してどっちにしようかと悩んでいる弁護士も相当数おります。その理由は、会規にいたしますと、それにもし抵触した場合には会規違反になります。そうすると、会則に違反した者は懲戒になるという、弁護士法56条というのがございます。それに当たるじゃないかと。そうすると、今までは内輪で決めていた宣明・決議ですから、仲間同士で守っていこうという申し合わせ事項であったものが、会規ということになることによって、会則違反になって、法律の56条ですぐ懲戒になると。いろんな職務団体でこんなに厳しいことを決めている職務団体は一体どこまであるんだろうと。それはちょっと、さすがに市民から信頼を得るといっても行き過ぎではないかという意見があったわけでごさいます。

しかしながら、日弁連としては何とかこれを実現したいと思ひまして、足掛け3年間になりますか、弁護士倫理委員会をつくりまして、さらにこの4月からはもう1つ執行部に直属の改正検討ワーキングチームをつくりまして、別々の目から見ようということでごさいます。その弁護士倫理委員会の中には外部の先生方にもご参加いただきまして、こちらの会議の委員をお願いしておりますUIゼンセン同盟の高木委員とか、主婦連合会の会長の吉岡委員とか、日経新聞の論説委員でいらっしゃる藤川委員であるとか、日本経団連の社会本部長でいらっしゃる中村委員とか、あるいはもう一方、早稲田の教授である須網先生にもお入りいただいて、いろいろご意見をいただいて作りあげたのがこの資料41の上段でごさいます。

それで具体的な中身をちょっとだけ説明させていただきますと、82箇条ありますので、なかなか5分ぐらいでは難しいのですけれども、見ていただきますと、第1条では「弁護士の使命」を書いてございます。2条では「自由と独立」ということを書いてございまして、3条では「自治を守ろう」ということが書いてございまして、そういったことで第5条なんですけれども、「弁護士は、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行う」というのがございまして。これに対して大変強い反対意見がございます。一見して当然のことを記載してある。それが強い反対があるのは何かと言ひますと、これは「真実を尊重し」というところの意味合いなんです。と言ひますのは、真実というのとは何か、非常に漠たるものがある。特に訴訟における真実というものは、原告側からみればそれが真実であり、被告側から見ればそれがまた真実である。刑事事件においては検察、弁護人、被告人、一体真実とは何かというのが非常にわかりづらい。そうしますと、この真実というところを口実にして、いろいろと弁護士の自由な活動というものが制限される危険性があるのではないかということから、この「真実を尊重し」というところは削除すべきだという意見があるわけなんです。

ところが、大方の弁護士は、弁護士が真実を離れて職務できるはずはないと。特に刑事事件において、被告人の利益を守らなければいけない弁護士が、あたかも裁判官や検察官になるようなことではないんだと。そういうことを定めたのではないんだと。弁護士があくまでも真実というものを尊重して、それに則って自分たちの職務をすることによって、市民の信頼というものを得られるということから、これを置いたという経緯がございます。

それから8条を見ていただきましょうか。「弁護士は、その使命にふさわしい公益活動に参加し、実践するように努める」。これもはじめは、「その使命にふさわしい」というものがない規定だったのですが、その公益活動というのは何だという意見がありまして、公益活動は、取りようによっては国の施策に奉仕することが公益活動であり、国の政策、施策に応ぜよというふうにとられないのかということがありまして、弁護士法第1条に基づいた「使命にふさわしい」ということで括ろうではないかということで、これが加えられたということがございます。

それから例えばの話なんです、13条を見ていただきましょうか。こんなような定めもしていますよというご参考まででございますが、1項は、「弁護士は、依頼者の紹介を受けたことに対する謝礼その他の対価を支払ってはならない」と書いてあります。よく私どもご紹介いただきますと、人情として御礼をしたくなるんですよ。紹介してくださったのに何の御礼もないのかというようなこと、どうもなんか失礼しているような気もするのですが、やはりそれがありますと、事件あさりをしたり、クレ・サラ事件などで非弁活動と結託しやすくなるのでそれはだめですよということなんです。

2項のほうはどうでしょうか。「弁護士は、依頼者の紹介をしたことに対する謝礼その他の対価を受け取ってはならない」。1項は支払ってははいけないんですが、受け取ってもいけないよ。これもまたなかなか議論を呼ぶところでございまして、例えばこれからどんどん弁護士が専門化していったら、私はこの事件はできるけれども、こっちの事件はどうも宮崎副会長のほうが得意だなという場合、宮崎副会長にご紹介する。その場合、宮崎副会長が私のほうに紹介料というものを払うことがあるかもしれない。それはだめだと。これは弁護士だけではなくて、例えば経営コンサルタントであるとか、不動産仲介業者であるとか、そういった人に紹介をして、そこからのキックバックもいけませんという規定でございます。

あと2、3分ですが、34条、弁護士の悩みもちょっと知っていただきたいと思ひまして、34条をご覧いただきたいのですが、「事件の依頼があったときは、速やかに、その諾否を依頼者に通知しなければならない」。ご相談受けまして、ああ、そうですか、お引き受けいただけますかどうかと。その返事はすぐしろという当たり前の規定。これも大変議論を呼んでいるんですね。と言いますのは、事件の依頼は十中八九、もっとでしょうか、まさにこのとおりなんです。今はむやみやたらに頼んでくる人がいるんです。むやみやたらにというのはどういうことか。メールでぼんぼん送ってくるんです。会ったこともない、紹介者もない、ところがメールで送ってきて、それを放っておきますと、これで懲戒になる危険性があると。刑務所から送ってくるという人がいるんです。知らない人に対してばんばん手紙を送る。それに対していちいち答えなくちゃならない、答えなければいけませんよという規定でございます。

それから42条、ちょっと長いんですけども、「弁護士は、複数の依頼者があって、その相互間に利益の対立が生じるおそれがある事件を受任した後、依頼者相互間に現実に利害の対立が生じたときは、依頼者それぞれに対して、速やかに、その事情を告げて、辞任その他の事案に応じた適切な措置をとらなければならない」。例えば遺産分割のケースで、長男、次男、三男から受任し、相手方が長女、次女という場合、長男、次男、三男から受任していたのですが、やがて進んでいくに、長男、次男、三男同士で利害が対立してきたと。それが現実化したときには、辞任も含めてきっちりしなければいけませんよと。ところが辞任すればいいのかというと、せっかく8割方までやってきた事件なのに、3人全員から辞任してしまうと、その3人の方がかえって迷惑を被るということがあるんですね。また初めから弁護士を探さなければならない。また費用もかかる。今までのことを全部説明しなければならない。そういったときに弁護士というのはどうすればいいのか、非常に悩むわけなんです。むしろ辞任は楽といっただけですけど、スカッとしちゃうんですけど、それをきちっとご説明しなければならない。かといって、3人の利益が対立しているのに、どなたか1人の利益代表者になるということも許されないというふうな事々です。まだほかにもたくさんあるのですが、例えばの話として、このようなことを定めておりますということで、一応とどめておきまして、何かご質問があれば承ります。

(宮本議長)

時間が迫っております、ほとんどないのですが、いかがでしょうか。これは先ほどご説明ありましたように、外部の人を入れて検討された、要するに私たちの意見がここに反映するということはありません。ただ、ご質問があれば。

(片山委員)

いいですか。1つは、私は役所にいるものですから、どうしても役所との関係が気になるのですが、80条に「官公署から委嘱された事項を行うことを拒絶してはならない」とありますよね。これはいいと思うんですけども、これから人数が増えてくれば逆に官公署とべたべたしちゃいけないというのが、必要なのではないかという気がするんです。といいますのは、自治体で県なんか外部監査という制度があり、一部監査人に任命するんです。弁護士、公認会計士、税理士など一定の職種の人たちしかできないんですけど、弁護士の皆さんは忙しいですから、やりたい、やりたいとは言われないんですけど、職種によってはある種の利権化しているところがあるんです。外部監査の制度をはずしてもらっては困るとか、ある士のところ集中して発注してくれとか、そうなりますと精神的には癒着してしまうわけですね。あまり自治体が困るようなことをバンバンやると、発注が来なくなるのではないかなという関係ができちゃいかねないんですね。役所から頼まれたことはきちんとしないといけないと思うんですが、役所とデレデレしてはいけないと。いずれこうした規制が要るのではないかなという気がします。

もう1つは、こうやって倫理規定がきちんとルール化されたときに、チェックといいますか、モニタリングは弁護士法が何かであるんですか。要するにこれは弁護士の皆さん1人ひとりが

自分できちんと守っていくということが基本なんでしょうけれど、やっぱり世の中には何万人もいれば悪い人もいますから、何らかの形のモニタリングといいますが、チェックシステムというのは必要ではないかと思うんですけれど、そういうのは弁護士法とか何かの別途の法体系とかあるのでしょうか。

(山田副会長)

はじめのご質問に対しましては、要するにあまりべたべたするなということにつきましては、第2条が大変抽象的ですが、そのような定めになっておりまして、職務の自由と独立を重んじる。弁護士がインハウスロイヤーといいまして企業に入ります。そのような場合にも特にまた別途同様の規定を置きまして、組織内に入りますといろいろな規制を受ける。どうもそちらに心情的にも、あるいは上下関係からも従わなくちゃならないことがあるかもしれないけれども、それにめげずしっかりと自分のスタンスは保てという規定がございます。

それから2つ目のモニタリングということですが、意味が2つあるかと思いますが、1つには綱紀委員会、懲戒委員会というのがございます。これはまさに弁護士自治から発生しておりまして、そのような不届き者、不届き弁護士が現れた場合には、当然かなり厳格にしております。その綱紀委員会には外部の委員も入っておりまして、そこで見ると。さて、それは発覚してからはそうなんです、発覚するための制度というのはどうかという、それは特に今のところでは設けてはおりません。

(梶谷会長)

これはぜひつくりたいと思いつながらできないところでなんです。私は、第一東京弁護士会の非弁提携弁護士取締本部の本部長をやったことがあるのですが、いろいろやるのですが、強制力がないんですね。そうするとこの資料を持っていらっしやいといっても、持ってこない。その強制力がないものですから、いわゆる弁護士会の指導・監督というその中での抽象的な調査にならざるを得ないのです。私は基本的には弁護士会は強制力を持つべきだという考え方を持っている1人ですが、これがまたなかなか弁護士の自由な活動を規制するのかということから難しいと思っています。議論をして、何とか実現したいと思っています。

(山岸事務総長)

今の発覚した後にそういうふうに厳しく対応するということが1点あると思うのですが、そのほかにおっしゃった中で、端緒ですね、どう吸い上げていくかということが1つあると思うんですけれど、東京弁護士会の例で言いますと、市民相談窓口というのを常時やっております、それはかなり広報まではしないのですけれど知らしめているんですね。そこへかなり頻繁に、非常に悩ましいことではありますけれども、頻繁に相手方、あるいは依頼者、いろんな層から相談、苦情、クレームがまいります。役員経験者等が順番制でボランティアで相談を担当しているわけで、それに対しては綱紀の制度がありますよとか、紛議調停の制度がありますからその申立をし、そこがだめだったら懲戒申立ができますよとか、全部親切に教えるようにしております、そういったものの事例集もまたつくって反省の契機にしているといったことは、一応単位会別で努力をしつつあります。

(山田副会長)

二弁でも全く同様の施設がございまして、相当数クレームをいただきます。恐らく一弁でも同じだと思います。

(山岸事務総長)

ただ逆に今度はわがままなといいますか、濫訴申立的なものもあるものですから、そこら辺に対する対応も含めて幅広く議論していかなければいけない、なかなか難しい問題をはらんでいるのではないかと思います。

(宮本議長)

はい、ありがとうございます。どうぞ。

(中川委員)

今ちょっと話が出ました51条、企業内弁護士さんの職務ですね。これは大変難しい。コンプライアンスをきちんとやっていただくという目的があるわけですがけれども、違法行為をみつけたときは、こういう措置をなさいと。この違法行為を知るといのは、大から小まであるんですね。ですから通報される側も大変だと思うんですね。非常に細かなものをいちいち上層部に連絡をするのか。それをしなければ懲戒になるか。

(山田副会長)

そこはやはり業務に支障があるようではいけませんし、重箱の隅を突くというのは、必ずしもいいことだと思いませんので、適切な運用にするべきだと思います。

(中川委員)

ですから重大な法令の違反であるとか、ベースにあるのはやはりコンプライアンスの実現ということですから、それを前提にした上での重大な法令違反を指摘するという考え方に立っていただいたほうが、わかりやすいのではないかと思います。

それからもう1つご質問したいのは、総合事務所のことをおっしゃっていましたね。

(山田副会長)

共同事務所でございますか。

(中川委員)

コンフリクトの問題ですね。200人、300人の弁護士さんが事務所におられて、その1人の方に利益相反がある場合には、事務所全体として事件を受件しないという規定がありますね。

(山田副会長)

55条以下でございますね。

(中川委員)

これも大変難しい問題で、数百人おられる弁護士さんの中で、そういう利益相反があるのかなかというのをどうやって判断していくのでしょうか。

(山田副会長)

これは私のところなんかはわずかな人数ですが、コンピューターに打ち込むということにし

ております。それから2～300人いる、具体的に名前申し上げてもいいのかもしれませんが、そういう事務所でもやはりコンピューターでやっています、事件依頼を受けた場合は、必ずそれを入れると依頼者、相手方、それが全部出てくるという形で処理をしているということです。事務所によっては毎週1回の事務所会議でまかなっているというようなこともあるようですが、事務所会議ですと、ちょっと間に合わないことがあるかもしれません。1週間に一遍ですと。

(中川委員)

このコンフリクト・オブ・インタレスという問題は、非常に国によってまちまちだと思うんですね。アメリカのように非常に厳しくこれを考えるところ、割合ルーズなところとありまして、その辺が合致してこれからしっかりしていかなければいけないような感じがするのですが、日弁連としては、今のところは利害相反をどの程度シビアに考えておられるのか。

(山田副会長)

これは相当シビアに考えています。宮崎副会長の事務所は何人ぐらいいらっしゃいますか。やっていまするんでしょう。

(宮崎副会長)

いくらコンピューター入れましても、その人のお兄さんとか、事実上事務所にずっと来られていた弟さんとか、そういうところまでコンピューターに入れるわけにいかないで、コンピューターでやるのは限りがありますよね。どうしてもだから後でわかったということがいくらでもあります。そのとき私のところがやっているのは、やはり情報開示して、こういう状況だと。それでいいのかどうかという形でご判断いただくという、速やかに情報開示して、未然に防いで納得いただければ辞任するという対応をしております。

(井手副議長)

先ほど市民相談窓口の話が出ました。私も大阪弁護士会がなかなかうまく運営されているのは承知しているのですけれど、ただ、すべての会にあるわけでは当然ございませんですね、今現在は。

(梶谷会長)

全部ではないですけど、できるだけ市民窓口はつくるということで、日弁連のほうから指導していますので、ほとんどあるのではなからうかと思えます。

(井手副議長)

ぜひともこの新しい規程ができましたら、正式なモニタリングの組織ではないかもしれませんが、こうした市民窓口が単位会に遍くあるようにしていただければ、とりあえず市民からの声も届きやすくなるのかなと思っております。

(宮本議長)

時間がもう過ぎていますが、利益相反の問題はどこの倫理規定でもやはり深刻な問題で、きちんともう少し書き込んでいただきたかったなとは思いますが、いずれにしても市民相談窓口の件につきましても重要なテーマではありますので、いつの日にかまた議題に上げさせていただくかもわかりません。これから皆さんに東京地裁へ行って、裁判員制度の実際の法廷を見

学したいと思います。

(4) 議題3 法廷での被告人の服装について

(宮本議長)

どうもご苦労さまでした。法廷見学終わりました。次の第3の議題、ここからは副議長の井手さんにバトンタッチをいたします。

(井手副議長)

そうしましたら、続きまして引き受けさせていただきます。次の議題は、先日、毛利委員のほうからご提案いただきました被告人の服装の問題でございます。詳しくはもう資料等もお読みいただいておりますし、時間もないので省かせていただきますけれども、この問題についての現状とこれまでの日弁連としての取り組み等を、刑事拘禁制度改革実現本部事務局長代行を務めておられます海渡雄一弁護士に本日お越しいただいておりますので、ご説明を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

(海渡事務局長代行)

市民会議報告資料となっている資料44というのを用意しました。まず原則的なことから言いますと、受刑者になる前の未決被拘禁者というのは、市民として人権を保障されるということが、あらゆる刑事訴訟法の本に書いてあります。無罪推定を受ける地位にふさわしい処遇を受けるということで、国連のこのような規則にもはっきりそういうふうに記載されているところ です。

現実に拘置所では未決被拘禁者の処遇について、私服が認められています。囚人服は着なくていいということです。それから受刑者は、お菓子や缶詰などの副食品の購入は認められていないのですが、未決被拘禁者はある程度の自弁の食品の購入も認められているということなのですが、実際には私の見るところ、未決被拘禁者の処遇と受刑者とを比べたときに、どちらのほうが人間的な生活に近いかというと、実は受刑者のほうが近い可能性もあります。というのは、受刑者は毎日工場に出て働いているわけですね。そして大体週に2、3回は運動場に出てサッカーとか野球なんかをしたりすることもできるし、みんなで話をしたりもできる。特に独房に入っている未決被拘禁者の場合はだれとも口をきく機会がない。面会者があれば別ですけども、そういう境遇に置かれておりますし、運動も非常に狭苦しい鶏小屋みたいなところで、週1回30分だけしかできないというようなことで、これではとても精神的にもたないと、私も罪を認めて刑務所へ行きますなんていう人もいるぐらい刑務所へ行ったほうが楽だと。もちろん囚人服を着ることにはなりますけれども、そういう人までいるぐらいで、未決拘禁者の処遇は大問題というのが実態でございます。

それが前振りですと、レジユメの4項のところ今日のテーマで、未決被拘禁者の法廷における服装についてですけども、未決被拘禁者の衣類は自弁が原則でありまして、監獄法でそのように決まっております。しかし、実際に確かにスウェットを着てサンダルというのがすごく多いですね。それが強制されているわけではないんですけども、あと腰に縄を結わえられ

てそのまま連れてこられて、傍聴人のいるところでその縄をはずしてもらって手錠をはずすというようなケースも多いです。

それは次の問題で議論したいと思いますが、私どもよく経験するのは、拘置所に入っているときはそういう格好で来ますね。そうすると「被告人前へ」なんて言われるときも、なんか本当に罪人に向かって言われているような感じで裁判所は言うのですが、保釈が取れる場合があるわけですね。保釈が取れると、もちろん弁護士が、「ちゃんとした格好してきてくださいよ、スーツでも持っているならきちんとスーツ着てらっしゃい」と、そう言うんです。この前までスウェットで来ていた被告人がスーツを着てピシッと決まって出てくると、検察官や裁判官の被告人に対する言葉遣いまで変わってくるというようなこともよくあったりします。

実際にはここにいろんな弁護士さんからの回答で、スーツを着ていた例もありますよということが書かれていますけれども、非常にそれは実際は少ない。スーツを着ることはできますけれどもベルトが付けられなくて、ネクタイが付けられないわけです。ネクタイも付けられた例があるというふうに書いてありますが、これはおそらく蝶ネクタイというか、後ろに回っていない、留めるだけのネクタイがありますね、そういう特殊な物を調達して付けることは認められると思うんですね。紐がいけないわけです。ベルトとか紐が自殺を図る道具に使われたりするというので禁止されているということですので、余程のことがないとそれは現状は認めていないのではないかと思います。

私の考えでは、ここに書いておきましたが、刑務所の中、拘置所の中の室内でベルト着用やネクタイ着用を認めないというのは、それなりに合理性があるというか、本当にそれは危ないでしょうから認めないのはわかるのですが、法廷に行くときに限ってそれを認めることには、ほとんど問題がないのではないかとと思われるわけですね。ここの部分はぜひ弁護士会としても、裁判所の中でも矯正局の問題になると思うんですけれども、矯正当局と交渉して、スーツにネクタイ、ベルトという服装を公式に認めるべきだと。現に認めている事例があるということがかなりいろんな弁護士さんから事例として上がってきていますので、こういうことをやってみてはどうかと思います。

それともう1つ非常に重要なことは、法廷に入廷してきたときに、手錠と腰縄をいつはずすかという問題です。これは今日のこの資料の次に、「刑事法廷における戒具の使用について（通知）」という、ちょっと読みづらくて申し訳ないですが、これは矯正実務六法というものの中から拾ってきたんですけれども、裁判所と矯正局が話し合って決めた一種の取り決めみたいなものです。そういう文書があります。簡単にその中身を見ますと、この通達は最高裁と矯正局の間で、戒具を施された被告人の姿を傍聴人の目に触れさせることは避けるべきであるという必要が認められると判断した事件。これは裁判所が判断するわけですが、そういう事件については、裁判官、被告人、傍聴人という順序で入廷すると。裁判官が入ってきて、そこに被告人を引き連れて、拘置所の職員の人がそこではずすと。その後傍聴人というやり方をしていると。傍聴人が出て行ってから被告人には手錠と、そういうやり方をすることが原則になっているようです。

これによることができない特段の事情がある場合には、裁判所と拘置所が協議した上で、被告人の入廷直前、退廷直後、要するに今日見ました法廷の被告人が入ってくるほうの入口というのがあるんですけども、その外側のところで手錠をはずす、腰縄もはずすという扱いをしてもよいと。ただ、この事例を増やすことについては、矯正局のほうは非常に強く抵抗しているようです。こういう例は減らしてほしいというふうに言っているということが、この最高裁と矯正局の間で話し合われた通達の中で出ておりました。

ただ、裁判員制度を施行するようになった場合、この問題は傍聴人の目に触れさせないというだけではなくて、裁判員にどういう姿で被告人と最初に出会うか、そういうことを決する非常に重大な問題になりますから、僕は原則としてはやっぱり腰に縄を付けた状態で手錠されている状態というのは、裁判員には見せないということを徹底した措置をしてもらいたい。そのための方策はあるということですね。そのために裁判官、被告人、その後裁判員と傍聴人が入るといった形にすればいいのではないかと思います。できれば裁判所もそうなんですけれども、矯正局のほうに納得していただいて、法廷に入る前のところで縄と手錠をはずしてもらおうということが実現できれば、そのほうがもっとよいと。

ということで、あと6番に書いたことは、この機会にちょっと報告させていただきたいと思いますので、1、2分聞いていただきたいのですが、先ほども言いましたように、今の日本の拘置所というのは、単に閉じ込めておくだけで、人間らしい市民としての権利を保障した生活とは言えますけれども、実は全く無為の生活を送っている状態です。確かに未決被拘禁者は無罪を推定されますから、本人に労働や教育を押しつけるわけにはいきませんが、現実にはほとんどの被告人は罪を認めているわけです。ですから社会復帰のための取り組みはもっと早く始めたほうがいいわけで、私どもがここに国の名前を書いておきましたが、イギリスやドイツやオランダ、ポーランド、最近行ったところなんですけど、弁護士会で行ったところはすべて、未決被拘禁者であっても、無理やりではなくて希望すれば労働と教育の機会が保障されると。労働すればかなり高額の月々1万、2万ぐらいのお金がもらえると。日本は3000円、4000円ぐらいなんですけれども、そういうことが保障されていますし、例えばドラッグとかアルコールとかそういう問題抱えている人は、集團のグループカウンセリングみたいなものを未決の段階から始められる。これは早く始めたほうがいいですね。捕まって、自分がやったことについて反省しているときにそれが始められると、非常に効果があると言われておりますから、そういうことも本人が同意している場合にはやるべきではないかということ、弁護士会としては最近強く申し上げているということです。ですから未決被拘禁者は、夜は1人で過ごすとしても、昼間は労働、教育、そしてレクリエーションなどができるような時間にすべきではないかと思えます。

それから先ほども言いましたが、日本の今の拘置所は、戸外の運動が大体週2日か3日、1回30分。しかも東京拘置所などの場合は、吹きさらしの鉄の組み上げた箱みたいなものの中でやるんですね。非常に環境がよろしくなくて、拘置所の中で何年も生活をする、何年間も土を踏んだことがないという生活になっていきます。古い拘置所では普通の土の上の運動場と

というのがあったのですが、そういうものがなくなってきております。非常に自然から離れた環境の中で、心身の健康が蝕まれていくというふうな例もよくお聞きしますので、1日1時間、ああいう高層施設になってしまっていますから毎回は無理でしょうけども、月に1度か2度ぐらいはちゃんと土の運動場、実は施設の中には設備されておるんですけども、それは受刑者用となっております、未決には使えない。そういうことを改善していただきたい。大体そんなところですよ。

(井手副議長)

ありがとうございました。質疑に入る前に、今日毛利委員から資料が出ていますので、簡単にお願いいたします。

(毛利委員)

今日の会議のために知り合いの弁護士さんにメールで簡単なアンケートをお願いしたんです。それは1、2ページがお願いの文書と質問票です。数人の方から返事が返ってきましたが、集計するまでもなく「正装でないことに疑問を感じるか」という2の問いには、「ある」。3の「各機関と話し合いをしたことがありますか」というと、「ない」というのがほとんどでした。そしてその後のいろいろなお答えが数例書いてあります。弁護士さんたちがどんなつもりで被告人の服装を考えていたかということが書かれています。いろいろなバリエーションで出ています。最後のやつはおっしゃった国連の自由権規約に相当矛盾した運用がされているのではないかという法的な解釈が書いてあります。

僕は別にスーツ姿が立派だと思っているわけでこの話をしているわけではありません。1つは、被告人が法廷に出てくるときに、どんな服装でいたいかという意思の確認がされているかどうかということが一番大きな問題です。それからお金がなくてみすぼらしい格好をしている人に、弁護士会なり何なりが、服をストックして貸し付けて、本人が望む格好をさせることはできないかというのが1点。それからこれが一番大きいのですが、例えば裁判員として、もしくは傍聴席からという立場で見ると、やっぱり法曹三者がくっつきすぎていて、立派すぎて、弁護士と被告人と一緒に闘っているというのが見た目には見えない。立場があまりにも離れた形で弁護士さんが仕事をしている。それがこの会議では一番重要なことなのではないかなと私は思います。ですから被告人がスウェットスーツで弁護士さんがスウェットスーツなら僕も納得して見れるんです。そうではないのでおかしいなと思っているわけです。スーツにすればいいと言っているわけではありません。以上です。

(井手副議長)

ありがとうございました。それでは、ほとんど時間はないのですが、若干でもご意見をいただければと思います。

(海渡事務局長代行)

ちょっといいですか。せっかくご意見いただいたので。実は、受刑者が証人として法廷に出廷する場合には、服装を貸してくれる制度があるんですね。これはそういうふうにちゃんと通達なども出ているんです。囚人服で出させるわけにいかないからということだと思っ

れども、未決の場合は自分の持っている服を着ていけばいいという発想なので、今までそういう制度がないんだと思うんですね。だけど考えてみると、お金がないためにスウェット以上の物がないというケースの場合には、僕もやっぱり被告人に相談して、スウェットスーツで出るのは嫌だっというふうに言われて、じゃあ両親に頼んで早くスーツを送ってもらいなさいと言って、それを着て出たことがあるんですけど、そういうこともどうしていいかわからない。ちょっと聞けばわかるんですけどもね。差し入れすればちゃんと服は入ってくるんだけれど、そういうこともなかなか知らない人もいますから。

(毛利委員)

被告人の方ということですね。

(海渡事務局長代行)

そういうことです。弁護士もいるかもしれない。大体知っているとは思いますが、ですから、僕も別にスーツが立派だとは思わないけれども、でも一般社会人にそういう偏見というか、そういう通念があるのだとすれば、やっぱり僕らはできるだけいい形で法廷に立てるようにサポートしたいと思ってます。

(毛利委員)

これは矯正の現場の方から聞いたことなんですけれど、ごく稀な方たちがスーツ姿で出ていて、それは大体背中に模様が描いている人で、ものすごい立派なスーツで行かれるというような話でした。それ以外はなかなかスーツ姿は少ないと。

(海渡事務局長代行)

あと政治家とかね。

(毛利委員)

そうですね。ごく普通の格好ができる選択肢があるといいなと思います。

(海渡事務局長代行)

やっぱりネクタイとベルトが使えないというのですごくつまづいている点がありますけどね。ネクタイとベルトをしないでスーツ着ている格好というのも格好悪いでしょう。そういう人も見たことありますけどね。

(毛利委員)

そのところは何かならないのでしょうか。裁判官の指揮下に入ると大丈夫なんだそうですね。

(海渡事務局長代行)

裁判官が許可すれば大丈夫です。

(毛利委員)

要するに先に裁判官が法廷に入るということは、そこから先が裁判所の指揮下になるので、拘置所の縛りがなくなってネクタイしてもよくなる。

(海渡事務局長代行)

開廷した後にネクタイ結ぶなんていう時間は認められないですものね。

(毛利委員)

そこの合間の手際の問題なんです。

(海渡事務局長代行)

でもそれは矯正局自身が考えを変えてくれればいいわけですよ。

(毛利委員)

はずすことのできない、安全なネクタイを裁判員制度の導入に向けて、開発するとか。

(海渡事務局長代行)

ありますよね、付けネクタイとか。

(ダニエル・フット委員)

前回、毛利委員からこの話を聞いて、20年前私ははじめて日本の裁判を傍聴したときを思い出して、そのとき確かに第一印象はまさに縄手錠と服装のことで、無罪の推定なんてないんだろうなという、本当に最初からこの人は有罪であるというふうに映りまして、しかも私は既に傍聴人として入っていましたけれども、その後被告人が入ってきて、縄手錠のままでしたので、本当に私にとってはショッキングでしたし、ですからまさにこれは、特に裁判員制度が発達しますと、大変重要な問題だと思います。先ほど入る順番の話も出ましたが、アメリカの場合は裁判官が一番最後に入ってきて、みんなが入ってきます。傍聴人がすでに入っていて、座った後に裁判官が入るわけです。入った瞬間、執行官が「起立」と言って、傍聴人が一斉に立ち上がります。むしろアメリカのやり方では裁判官が偉いというイメージを与えていますので、裁判官から見た場合でもそちらのほうがいいのではないかと私は思います。そういう考えさえ変えれば、アメリカの場合は私は1年間地方裁判所でロークラークでしたし、その間はかなり凶悪犯罪を扱っていましたが、逆に最初から被告人が入って、立派なスーツ姿で、ベルト、ネクタイも、しかもちゃんと看守は付いているけれども、外で縄手錠などをはずしていますので、本当にそんなに危険なのかというのは正直な意見です。

それにもう1点、先ほどの法廷の見学の際も、書記官が目の前にいて、そのすぐ横に看守が座っているというのも、これもまたこの人は危ない、この人は危険人物であるというメッセージを非常に強く映し出しているように思っていて、もちろん中には稀な事件で本当に危ない人もいますので、それは必要でしょうけれども、そういう稀に危ない事件があるという理由で、すべての事件に同じようなやり方をしているのは、何か問題があるのではないかと私は思います。

(井手副議長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(吉永委員)

先ほど、例えば前に手錠と腰縄をはずすとかということに関して、矯正局が抵抗しているという、抵抗の根拠は何なんですか。

(海渡事務局長代行)

そういうことをしたために、逃走をされた例があるとかという言い方をしますね。

(吉永委員)

でも中に入ってはずすんだから大して変わらないですよ。

(毛利委員)

法廷に入れるまでは法務省の責任になるんですね。その責任の線引きの話なんだそうです。

(海渡事務局長代行)

法廷の扉の外側は拘置所の責任だそうです。

(吉永委員)

拘置所になったらどうでもいいと。

(毛利委員)

裁判所の責任で逃げればそれは法務省の責任でないから大丈夫ということらしいのです。

(海渡事務局長代行)

そうなんですよ。

(毛利委員)

不思議な話ですが。

(海渡事務局長代行)

あの廊下の構造を少し考えてみるという手もありますよね。

(毛利委員)

待合室が必要ですよ。

(海渡事務局長代行)

廊下から逃げられないようにすれば、そういう議論は出てこなくなるんですが。

(井手副議長)

緩衝地帯のようなところですね。

(海渡事務局長代行)

廊下の中にドアをつくって、そこをロックしちゃってからそこではずして中に入れてくれれば問題ないんでしょうね。

(中川委員)

どのお役所もみんなそうなんですけれどね。学校もそうなんだけれど、つまり自分たちが便利、自分たちの責任にならないようにというところからスタートしているんですね。だからこの発想を180度変えて、ユーザーというとおかしいですけど、相手方、あるいは傍聴に来る人、裁判員、そういう人たちが納得できるものにするには、自分たちはどういう工夫をしたらいいのかと、ここに発想を変えていただかないと、これは今みたいな順番がどうだとか、こんなものは恥ずかしいですよ、世界的に見てもね。フットさん言われるとおりですよ。こんなこととしてはだめですよ。だからもっと根本の考え方を変えて、自分たちが不便になるかもしれないけれども、それは工夫によって、あるいはお互いの協議によってどう改善できるか。

(海渡事務局長代行)

まさしくこの問題については、裁判所はむしろ今おっしゃったようなご意見で、できるだけ

腰に縄の付いた状態のものを傍聴者に見せたくないから、外ではずしてくれという角度で交渉していたみたいなんです。それに対して矯正局が、あと刑事局もですけども、逃走事例が多いということで、あくまで被告人席で行うのを原則としてもらいたいというふうに意見を述べたと。ただ、裁判員制度ができるにあたって、こういう見方は変えるべきであるというのは、非常に説得力はあると思うんです。

(中川委員)

これは僕は服装の問題だけじゃないと思います。いろんな場面でこれは出てきているわけですね。やはり発想を転換してもらおうということを強く我々も働きかけるし、直接のご担当されている弁護士会としても、きっぱり言っていただきたいと思います。

(梶谷会長)

まさに私どもの経験でも、この人がこんなになるかというぐらい、人格的に散々虐げられた結果第1回の法廷というようなときには、本当に不安定で、我々が見てもびっくりするぐらい憔悴しているという例が多いですね。しかも服装がネクタイはしていない。かえってスーツでネクタイしていないほうが惨めな感じはしますね。ですから、そういうふうなことは我々も発想の転換といいますか、ある意味では当たり前のような、確かにネクタイとかベルトとはというのは自殺の例があるというようなことを言われると、それもさもありなんみたいな気についついなくなってしまいますけれども、そのところは発想をきちんと変えなければいけない。

(宮本議長)

ただ、私たち一般の人も、裁判の判決が出るまで推定無罪という意識がまだ日本には定着していないようです。だからもう逮捕されたらすぐ犯罪者だというふうにレッテル貼ってしまう。そのところの教育というかPRというか、そういうことも必要なんですよね。

(片山委員)

それは私もそうだと思います。これは司法になる前の警察の段階からそうなんですけどね。逮捕されたらそこでみんながクロだと思ってしまう環境がありますよね。マスコミに出てくる写真なんか、いかにも悪人のような写真が出てきて、何でよりによってこんなのが出るんだろうかと思うんですけれどね。あれは無理やり撮るので、ああいう写真になるらしいんですけどね。あれで無罪だったりしたら、本当に人権侵害ですよ。だからその辺から気を付けないといけないと思います。

(土屋委員)

やっぱり裁判所に何か標準的な服装といったら変だけど、スーツぐらい用意してもらって、ドレッシングルームでもつくってもらって、そういう着替えができるところをつくってもらってやるといいと思うんです。私、かつて宮内庁担当していたことがあるんですけど、宮殿の地下にはドレッシングルームがあるんですよ。タクシーから100着ぐらいダーッと並んでいまして、我々は宮中晩餐会の取材をするときは、そこで借りるんですよ。タクシーなど必要な物があれば申請して。ですから国は必要な部分にはそういうお金も使うわけだから、裁判所にそういうお金を使っても大したお金じゃないと思うんです。

(吉永委員)

ボランティアかなんかでね。

(土屋委員)

当たり前のスーツでいいわけです。そういうのをつくればいいのではないのでしょうかね。僕は外国の裁判所を見ていて感心するのは、参審員にしろ陪審員にしろそういう着替えのできる部屋があるんですね。外から裁判所に入ってきたときに法廷へ入る前に身繕いというんでしょうか、そういうことができる部屋がある。日本の裁判所ではそういうところ全くないですね。全く考えていないんだと思いますよ。被告人の話だけでなく、裁判所に来る裁判員に対する気配りがこれから必要になると思うので、そんなことを弁護士会のほうから言っていた方がいいと思います。

(吉永委員)

ちょっといいですか。服装のことと離れるんですが、さっき海渡先生がちょっとおっしゃられた労働の報酬なんですよ。これは弁護士さんの活動にも関係すると思うんですが、一生懸命弁護をして、それで短い刑を勝ち取ったりしても、情状酌量の余地がある、本当に深刻な状況を抱えて犯罪を犯した人ほど貧乏なんですよ。それで一生懸命労働してもほとんどお金が貯まらない状態で、月3000円だと自分の身の回りの物を買ったりする、石鹸とかタオルとかそういった物を買っただけでなくなってしまうので、出所するときに例えばほとんどお金がなくて、更生しようにも家1つ借りられないとか、そういう状況の中で出所する人がとても多いと。その間をいろんな民間の宗教の関係の人などが支援していますけれども、やはり先ほどイギリスなんかはもうちょっと高い報酬があって、それを全部使わなくても貯めておいて、それで出るときにやはり生活の基盤になるぐらいのお金を稼げないと、せっかく弁護なさっても、その後に結局続かなくなってしまう。また矯正という観点からも再出発という観点からも、全然つながりがなくなってしまうので、服装とは関係なかったんですけど、今伺ったので。

(海渡事務局長代行)

その点は一言だけ、行刑改革会議でも日弁連は強く提案したのですが、あの提言自身はいろいろ前向きないいところもたくさんあるので、弁護士会で多少評価しているところなんですけど、その問題に関しては予算がないということで全然だめでしたね。増額の努力はしていくというのが入りましたけれども、抜本的に増額するということは認められなかった。でも、そういう声はこれからも強めていただいて、我々も諦めているわけではございません。

(梶谷会長)

1年に1回受刑者のつくったものを売るでしょう。わたしなんかも買ったことがありますけれど、安いけれどもそうめっちゃくちゃ安いというわけでもないんですから、相当な技術が育つということもありますし、もともと技術者というのもありますし、そういうのは正当な報酬を払うのが当たり前だと思うんですよ。

(5) 次の議題と日程について

(井手副議長)

まだまだ議論は続けたいのですけれども、既に予定された時間をオーバーしておりまして、この問題については、ある程度形にしていなと、つまり意見書のような形にできるテーマなのかなとも思いながら今議論を聞いておりました。まだもう少し話し足りない感じもございますし、このテーマについては次回も継続して議論したいと思います。海渡先生もお忙しいとは思いますが、ご都合がつかましたら、またご参加いただければと思います。

それではこれもちまして、本日予定しておりました議事については一応終わりたいと思います。

それから次回の議題については、先日、事務局のほうからお問い合わせの紙等も行っていると思います。ご回答いただいた方からもありますけれども、今手元に来ておりますのは、土屋委員から団体訴権について。吉永委員からは、先日も議論しました弁護士の仕事と報酬についてもう少し議論したいということ。あと宮本議長のほうからは代用監獄制度、法律扶助、弁護士会の依頼者からの苦情処理システム。私は弁護士任官の現況、ちょっと非常に最近低調というふうに聞いておりますので、この振興策についてどのようにお考えなのか、というようなことについて考えております。ただ、まだ現時点で次はこれということは、今日は時間もございませんので、決めるのは難しいので、まだご意見いただいている方々からもメール等でいただければと思います。一応できましたら私と宮本議長、それから事務局のほうで調整させていただきまして、次回までに決めていきたいと思っておりますが、それでよろしゅうございましょうか。そのような形で進めさせていただきます。

次回の開催日につきましては、これについては事務局のほうで。

(田中事務次長)

先生方からご都合伺いましたところ、1月18日の火曜日の午後からが一番ご出席いただける方が多いということでございますので、もしできましたら1月18日、火曜日、午後2時から4時ということでお願いできれば幸いと考えております。

(梶谷会長)

頻度についてもご意見をいただきたいと思います。1月というとちょっとびっくりします。3か月後になりますけど。

(田中事務次長)

大体年に3回から4回ということで、年末年始がかかってしまう関係で、ちょっと先になるんですが、そういうことでアンケートをとらせていただいた結果そういうことになりました。

(井手副議長)

年末年始ということを考えれば、おそらくこの時期というのが最短なのかなと思いますし、皆さんいかがでございましょうか。ご異論なければこの日程で決めさせていただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。そうしましたら次回は1月18日、午後2時から午後4時までということで決めさせていただきたいと思っております。

それからこの意見書に関しましては、先ほど宮本議長取りまとめのとおり、早急に練り直し

まして、皆様のもとに今週中にお届けすると。その上でご返事をいただいて最終的な案として
確定したいと思っております。以上よろしゅうございますか。
それでは本日の日弁連第4回市民会議を閉会させていただきたいと思えます。事務局の皆様どう
もご苦労さまでございます。(了)